



令和3年7月30日

住宅政策課

## 新型コロナウイルス感染症の影響による 離職退去者へ市営住宅を提供します

新型コロナウイルス感染症の影響で、解雇、雇止め等により居住している住居から退去を余儀なくされたかたに対し、一時的な住居として期間を限定し、下記のとおり市営住宅の一時使用の許可を行います。

### 記

- 1 開始日 8月2日（月）
- 2 対象者 川口市に住民票があり居住しているかた  
解雇等により居住している住居から退去を余儀なくされるかた
- 3 入居期間 原則6か月以内  
（特別な事情がある場合、1回に限り6か月を限度として延長可能）
- 4 使用料 入居する市営住宅の最低家賃
- 5 提供住宅 道合神戸住宅 5戸